

令和7・8年度物品の買入れ等に係る入札参加資格審査申請要領

三木町

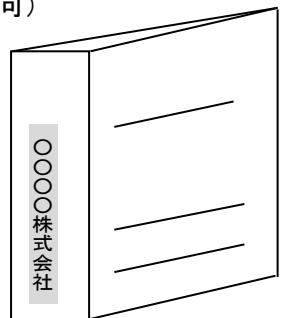
本町に物品の買入れ、借入れ及び製造、役務の提供その他の契約（建設工事及び測量・建設コンサルタント業務等に係るものを除く。）に係る入札参加資格審査申請をしようとする方は、この要領に従い申請してください。

1 申請方法

2 書類提出、3 その他に従って競争入札参加資格審査申請書（エクセル様式）に必要事項を入力し、その他の添付資料と併せて提出してください。

2 書類提出

- (1) 受付期間 令和7年1月14日～令和7年2月14日 → 登録日：令和7年4月1日
令和7年5月7日～令和7年5月20日 → 登録日：令和7年6月1日
令和7年8月6日～令和7年8月19日 → 登録日：令和7年9月1日
令和7年11月5日～令和7年11月18日 → 登録日：令和7年12月1日
入札参加資格の有効期間は、登録日から令和9年3月31日までです。
(持参又は郵送等)
持 参：開庁日の午前9時から午前12時又は午後1時から午後5時まで
郵送等：受付最終日の消印有効（レターパック等の送付方法も可）
- (2) 提出先 〒761-0692
香川県木田郡三木町大字氷上310番地
三木町役場 契約監理課（庁舎2階）
- (3) 作成方法 別紙「提出書類等詳細」のとおり
- (4) 提出部数 1部
- (5) ファイル フラットファイル（緑色・グリーン系、A4判）
- (6) 綴じ方
- ・チェックリストに掲げる順番に綴じ込むこと。
 - ・ファイルの背表紙下段に商号又は名称を記載すること。（右図参照）
 - ・コピーで提出可能な書類は、必ずA4判に統一すること。
 - ・原本提出の書類がA4判より小さい場合は、A4判の台紙に貼付すること。
 - ・提出書類が大きい場合は、折り込みすること。
- (7) 受付確認 受付確認を希望する場合は、次のいずれか1点を同封すること。
- ・返信用はがき
(通常はがき又は十分な額の切手を貼付済みのはがきに送付先を記入したもの)
 - ・受付票（自社様式でも可）＋ 返信用封筒
(十分な額の切手を貼付済みの封筒に送付先を記入したもの)



3 その他

- (1) 資格審査の結果は、**2 書類提出**(1) 受付期間の各登録日に町のホームページ及び契約監理課窓口にて公表します。なお、個別に通知はいたしません。
- (2) 申請をする前に、代表者等の本社情報が最新であるか確認してください。
- (3) 提出書類については、別紙「提出書類等詳細」を必ず確認してください。
- (4) 本申請における押印は不要です。
- ※委任状及び誓約書については、申請書内に記載しているので、別途提出は不要です。
- ※入札に使用する印鑑等の届出書については、提出不要です。

4 問い合わせ先

〒761-0692

香川県木田郡三木町大字氷上310番地

三木町役場 契約監理課 入札契約係

電話：087-891-3323（内線2312）

FAX：087-898-1994

三木町ホームページ：<http://www.town.miki.lg.jp/>

別紙 提出書類等詳細 (◎：全業者が提出するもの、△：該当する業者のみが提出するもの)

No.	区分	提出書類	留意事項
1	◎	チェックリスト	申請者チェック欄にチェック後、ファイルの1枚目に綴じてください。
2	◎	競争入札参加資格審査申請書 (様式1)	申請者(本社情報)を記入してください。
3	◎	競争入札参加資格者名簿に登録しようとする本社又は 営業所(契約先情報) (様式2)	・申請者(本社)が町と直接取引を希望する場合 → ☒ を入れて記入しないこと。 ・契約締結等の権限を営業所等に委任する場合 → 受任者となる営業所等について記入すること。
4	◎	営業経歴等 申請担当者 (様式3)	登記事項証明書、財務諸表等を確認して記入してください。
5	◎	申請業種等 (様式4)	申請する種目を選び、その番号の左の希望欄に○を記入すること。 (その他は全者○とします。)
6	◎	営業種目の詳細 特約店・代理店及び主要取引メーカー その他 (様式5)	・主たる(従たる)業務内容 ・特約代理店(主要取引先)となっているメーカー ・営業上の許可認可等、印刷設備
7	◎	官公庁との契約実績 (様式6)	・取引実績は、これまで官公庁と取引実績がある場合に、官公庁名、契約金額及び契約 名称等を記入すること。(1契約単位とし最大15件まで)
8	◎	履歴事項全部証明書 又は身分証明書 (写しでも可)	・法人の場合は、履歴事項全部証明書 ・個人の場合は、本籍地の市区町村が発行する身分証明書 ※申請日前3か月以内の日付のものに限ります。
9	△	ISO(国際標準化機構)規格の登録証 (写し)	・様式1または様式2でISOの取得を「有」とした場合に提出してください。 ・登録証が日本語以外で記載されている場合は、日本語に訳したものを添付すること。
10	△	特約店・代理店関係を証明する書類 (写し)	・様式5の「特約店代理店となっているメーカー名」を記入した場合に提出してください。
11	◎	決算状況を明らかにする書類 (写し)	・法人の場合は、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書等で、申請日の直 前の事業年度の決算のもの。 ・個人の場合は、青色申告書など決算状況がわかるもの。
12	△	公共職業安定所に提出済の障害者雇用状況報告書 (写し)	・「障害者の雇用の促進等に関する法律」により報告義務のある場合に提出してくださ い。
13	△	営業に関し、許可、認可、登録等を必要とする業種につ いては、これを得たことを証する書面 (写し)	・例 建築物清掃業、金属くず商、警備業、医療用具販売業、医薬品販売業、計量器販 売業、古物商、燃料販売業、廃棄物処理運搬業、人材派遣業、揮発油販売業、屋外広 告業など
14	◎	【国税】未納の税額がない旨の証明書 法人税(個人は所得税)、 消費税及び地方消費税 (写しでも可)	・申請日前3か月以内に発行されたもの。 ・免税事業者も発行されます。 ・電子納税証明書はPDF形式で印刷されたもののみ可とします。 ○法人の場合：様式その3の3 ○個人の場合：様式その3の2
15	△	【香川県税】未納の税額がない旨の証明書 全ての税目 ※香川県内の事業所(本社・支社・支店・営業所等)で 申請する場合に必要(写しでも可)	・申請日前3か月以内に発行されたもの。 ・香川県内の事業所(本社・支社・支店・営業所等)で申請する場合に必要です。 ・県税の納税証明書の発行を請求するためには、受領者の本人確認が必要です。また、 交付手数料として、1通につき400円の県証紙が必要です。
16	△	【三木町税】完納証明書 ※三木町内の事業所(本社・支社・支店・営業所等)で 申請する場合または三木町から課税されている 税目がある場合に必要(写しでも可)	・申請日前3か月以内に発行されたもの。 ・町税の完納証明書の交付手数料として、1通につき350円が必要です。 ・申請書の様式は、三木町ホームページからダウンロードできます。 ・香川県外の事業所で申請する場合及び香川県内の事業所で申請をする場合でも、 三木町から課税されている場合には、三木町税の完納証明書が必要です。
17	△	プライバシーマーク登録証またはISMSの認証を受けて いることを証する書類 (写し)	・プライバシーマーク登録証またはISMS認証(ISO/IEC27001)は、有効期限内のもの に限ります。 ただし、現在更新手続中の場合は有効期限を経過したものの写し及び更新手続中であ ることが確認できる書類をもって、これに変えることができます。